

愛媛県土木部発注設計業務における合同現地踏査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県土木部が発注する設計業務において、受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認し、設計方針等を共有することにより、円滑な業務の履行や設計成果の品質向上を図ることを目的とする。

(対象業務)

第2条 対象業務は設計に際し留意すべき現地条件や制約があるなど合同現地踏査の効果が期待できる設計業務であり、以下の業務に該当するものとする。

- (1) 道路や河川の線形を決定する等、初期段階の決定が後の設計に大きく影響する業務。
- (2) 橋梁、トンネル等の重要構造物の設計業務。
- (3) 上記(1)、(2)のほか、発注者が必要と認める業務、または、受注者が実施を希望し発注者が認める業務。

(特記仕様書)

第3条 発注者は、対象とする業務について、特記仕様書により合同現地踏査の対象業務であることを明示する。なお、受注者からの申し出などに伴い変更追加により合同現地踏査を実施する場合は、指示書に特記仕様書を添付し、書面により受注者へ指示する。また、変更契約時には設計図書に特記仕様書を添付する。

(合同現地踏査の実施)

第4条 合同現地踏査については、次に掲げる方法により実施する。

(1) 開催時期と回数

受発注者協議の上、決定するものとする。(受注者が現地踏査を行い、現地を把握した後に、合同現地踏査を行うのが望ましい。)

※現地条件等に応じ、複数回実施することも可能とする。

(2) 構成員

構成員は以下のとおりとし、発注者が主体となって進める。

- ① 発注者:監督員及び係長等(必ず2名以上で参加する。)
- ② 受注者:管理技術者、担当技術者(受注会社代表等の参加も可能とする。)
- ③ その他関係者:必要に応じて関連業務(測量・地質調査業務等)の技術者や占用事業者等(占用施設管理者、関係市町担当者、土地関係者等)を参加させることができる。

(3) 実施内容

設計に際し留意すべき現地の詳細状況や制約等を受発注者等が合同で確認する。

[確認する内容例]

コントロールポイント(法的規制、施工制限、用地制約等)、設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

(対象経費)

第5条 合同現地踏査の開催に係る経費については、次のとおりとする。

(1)直接人件費

設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務 第2章 土木設計業務等標準歩掛 第1節 共通 1-2 その他 合同現地踏査 に基づき計上する。

(2)旅費交通費

設計業務等標準積算基準(愛媛県限り) 第1編 総則 第1章 積算基準 第2節 旅費交通費 に基づき計上する。

(3)間接費(その他原価及び一般管理費等)

設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務等積算基準 1-3 業務委託料の積算 に基づき計上する。

(4)履行中の関連業務の技術者を参加させる場合は、次のとおり各経費を当該関連業務に計上する。

業務分類	①直接人件費	②旅費交通費	③間接費
土木設計業務	(1)に基づき計上	(2)に基づき計上	各業務分類に応じて計上
地質調査業務 (解析等調査業務)	主任技師0.5〔人/回〕 技師(B)0.5〔人/回〕		
測量業務	測量主任技師0.5〔人/回〕 測量技師補0.5〔人/回〕		

(5)関連業務の履行が完了している場合は、(4)により算出した費用(間接費含む)を当該設計業務の直接経費に積上計上(間接費対象外)し、受注者から関連業務の受注者へ支払う。

(6)占用事業者等の参加に要する費用は無償とする。

(留意事項)

第6条 合同現地踏査の実施について、次の点に留意する。

(1)受発注者間で事前に参加者や確認事項を整理するなど、効率的な合同現地踏査の実施に努める。

(2)地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場においては、合同現地踏査に地質調査業務の受注者を参画させ、留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

(3)測量業務の受注者が現地作業の際に得られた円滑な業務の履行や成果品の品質向上に寄与する情報(地元住民からの要望や立入りが制限された箇所等)がある場合は、合同現地踏査に測量業務の受注者を参画させ現地を確認する。

(4)合同現地踏査の実施後に、受注者は実施内容を打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認する。

(5)「その他関係者」の参加を要請する場合は、受発注者であらかじめ対象者を確認の上、発注者が要請する。なお、占用事業者等の参加に要する費用は無償としていることから、要請にあたっては関係者の意向を十分踏まえること。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。